

(別紙)

「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する告示案」について（概要）

1. 制度の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第23項及び第76条第2項の規定に基づき、補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準を定めるもの。

2. 改正の内容

補装具の製作に必要な素材等の一般市価の動向等に対応するため、価格の改定を行うとともに用語の整備を行う。

※詳細については、以下のとおり。(改正箇所については下線(赤)を引いています。)

(1) 購入基準

(改正案) 別添1のとおり

(現行) 別添2のとおり

(2) 修理基準

(改正案) 別添3のとおり

(現行) 別添4のとおり

3. 根拠法令

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第23項及び第76条第2項

4. 施行期日

平成27年4月1日